

パスポート取得応援キャンペーン実施要領

この要領は、東京国際空港ターミナル株式会社（以下「空港会社」という。）が行う、2026年7月1日以降にパスポートを新規取得または更新した者に対して、羽田空港第3ターミナルの免税店で利用できるクーポンを提供する「パスポート取得応援キャンペーン」（以下「本キャンペーン」という。）の実施概要について定めるものである。

1. 目的

本キャンペーンは、パスポートの新規取得または更新を契機とした海外旅行の需要喚起および旅行促進による、空港の利用活性化を目的とする。

2. 本キャンペーンの内容

本キャンペーンは、本要領に基づき空港会社に対して申請を行った者に対し、空港会社指定の免税店で利用できる5,000円分（500円分×10枚）のクーポン束を提供し、対象店舗において1会計あたり10,000円以上購入した場合に、会計時に5,000円を割引する。

3. 本キャンペーンの実施期間

（1）クーポン提供期間

第一回：2026年8月6日から2026年8月10日まで

第二回：2026年9月18日から2026年9月22日まで

第三回：2026年12月25日から2026年12月29日まで

（ただし、各回先着300人に達した時点で当該回の提供を終了する。）

（2）クーポン利用可能期間

クーポン提供日当日のみ

4. クーポン

クーポンは、3（2）のクーポン利用可能期間内に第3ターミナル制限エリア内の下記の空港免税店のみで利用できるものとする。なお、クーポン束（5,000円分）での利用のみ可とし、ばら利用は不可とする。

＜第3ターミナル＞

TIAT DUTY FREE SHOP CENTRAL（一部、商品を除く。）

5. 対象者

本キャンペーンのクーポンは、以下のすべての要件を満たした者に提供する。なお、

配布は各回先着 300 人までとし、合計 900 人を上限とする。なお、本キャンペーンの実施期間中に、対象者が複数回海外渡航を行った場合、その都度クーポンを受取ることができる。

- (1) 2026 年 7 月 1 日以降に「新規」または「更新」でパスポートを取得した者。
- (2) クーポン提供期間中に羽田空港第 3 ターミナルから国際線に搭乗する者。
- (3) 対象店舗において 10,000 円以上購入する者。
- (4) 日本国発行のパスポートを有する者。

6. 申請・提供の方法

本キャンペーンの利用者は、羽田空港第 3 ターミナルの保安エリア内キャンペーンカウンターで下記のすべての書類を提示してクーポンを申請するものとする。

- (1) 利用者のパスポート（目視による本人確認及びパスポート取得時期の確認）
- (2) 出発便の航空券
(航空券番号等の取得により、クーポンの重複申請の有無を確認)

7. 免責事項

- (1) キャンペーンカウンターの混雑度合い、空港での事故などの不測の事態、クーポンの提供が客観的に合理的に困難な状況によるクーポンの未提供に対し、空港会社は自らの故意・重過失による場合を除き、その責めを負わないものとする。
- (2) 空港会社は、キャンペーンカウンターまたは空港が指定する以外でのクーポンの受け渡しは原則として承ることができない。
- (3) クーポンの引き換えが認められるのは、出発日当日の搭乗券に限るものとする（過去の搭乗券ではクーポンの提供はできない）。
- (4) クーポンの転売は固く禁ずる。
- (5) 各回の支払決済の際は、購入額が 10,000 円に満たない場合、クーポンの利用は認められない。
- (6) 各回の支払決済において同時に利用可能なクーポンの上限は、10 枚（5,000 円分相当）とし、ばら利用は認められない。
- (7) 利用者が本要領、空港会社の各種規程、その他関連法規に違反し、または虚偽の申請などにより空港会社に損害が被らせた場合、空港会社は当該利用者に対し、当該違反と相当因果関係を有する損害について賠償を請求することができる。
- (8) クーポンの払い戻しは行わない。
- (9) 本キャンペーンは羽田空港第 3 ターミナル「TIAT DUTY FREE SHOP CENTRAL」において実施する為、第 2 ターミナル国際線施設では実施しない。

8. 本キャンペーンの中止

空港会社は、自然災害等の社会的要因によって本キャンペーンの継続が困難であると判断した時は予告なく本キャンペーンを中止する場合がある。

9. その他

この要領に定めのない事項についての解釈は、空港会社に一任され、利用者は空港会社の判断に従うものとする。